

令和5年度鎌倉市防災会議 議事録（概要）

日時：令和6年（2024年）3月25日（月）

午前9時45分～10時40分

場所：鎌倉市役所災害対策本部室

出席委員＝会長：松尾崇（鎌倉市長）、副会長：千田勝一郎（鎌倉市副市長）、比留間彰（鎌倉市副市長）

海寶朝日（湘南海上保安署長代理）、大久保久美子（鎌倉保健福祉事務所長）、磯辺隆行（藤沢土木事務所長代理）、杉山正樹（企業庁鎌倉水道営業所長代理）、小泉太郎（鎌倉警察署長代理）、小野寺将崇（大船警察署長代理）、服部基己（鎌倉市共生共創部長）、内海正彦（鎌倉市総務部長）、廣川正（鎌倉市こどもみらい部長）、藤林聖治（鎌倉市健康福祉部長）、千田純子（鎌倉市環境部長代理）、林浩一（鎌倉市まちづくり計画部長）、古賀久貴（鎌倉市都市景観部長）、森明彦（鎌倉市都市整備部長）、高橋洋平（鎌倉市教育委員会教育長）、高木守（鎌倉市消防長）、兵藤秀則（鎌倉市消防団長）、木村智久（日本郵便(株)鎌倉郵便局長）、山来誠治（東日本電信電話(株)神奈川西支店長代理）、鈴木敢雄（東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社長代理）、依田恵美（東日本旅客鉄道(株)鎌倉駅長）、香川健（東京ガス(株)神奈川西支店長）、和田義則（(株)江ノ電バス鎌倉営業所長）、渡辺英昭（鎌倉市自主防災組織連合会長）、小林昭嗣（鎌倉市教育文化財部長）、山本真嗣（湘南鎌倉総合病院防災・災害対策委員長）、小泉隆史（陸上自衛隊第31普通科連隊第4中隊長代理）、松村悠也（海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室長代理）

専門委員＝山本忠雄（(株)総合防災ソリューション顧問）

事務局＝永野市民防災部長、末次市民防災部次長兼総合防災課担当課長、森迫総合防災課担当課長、福岡総合防災課課長補佐、高橋総合防災課防災担当係長、田中総合防災課防災担当職員

議事録（概要筆記）

※敬称略

事務局 末次	定刻になりましたので、ただ今から鎌倉市防災会議を開催いたします。 まず、会議の成立につきまして、ご報告いたします。 本日の出席委員は、31名で、現在の定数36名の過半数を超えておりますので、鎌倉市防災会議条例施行規則第3条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを報告いたします。 それでは、会議に先立ちまして、防災会議の会長であります、松尾市長より、皆様にご挨拶を申し上げます。 ・市長挨拶
-----------	---

	<p>以後の会議の進行につきましては、鎌倉市防災会議条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、会長である鎌倉市長が務めさせていただきます。</p>
会長	<p>それでは、まず始めに、議題 1 「鎌倉市地域防災計画の修正について」、事務局から、内容の説明をお願いします。</p>
事務局 福岡	<p>議題（1）鎌倉市地域防災計画の修正について、説明いたします。</p> <p>鎌倉市地域防災計画は、昨年令和 5 年度に、本鎌倉市防災会議、パブリックコメントを経て、令和 5 年（2023 年）3 月に大幅な改定を行いました。</p> <p>地域防災計画の修正は、災害対策基本法第 42 条第 5 項に基づき都道府県知事に速やかに報告することとなっており、令和 5 年（2023 年）4 月に神奈川県知事に改定にかかる報告を行いました。</p> <p>これを受け、災害対策基本法第 42 条第 6 項に基づき、県知事から神奈川県防災会議委員及び幹事に意見照会が行われ、令和 5 年（2023 年）10 月に意見照会結果をとりまとめた通知が神奈川県から送付され、これを受領しています。</p> <p>今回行おうとする鎌倉市地域防災計画の改定は、災害対策基本法上の手続きである、県防災会議から市防災会議に対する意見反映を基本とし、併せて、昨年度の大幅改定から現在までの間に掲載内容に変更が生じた箇所を修正しようとするものです。なお、今回の改定は現行の地域防災計画の考え方を変えるようなものではなく、文言の整理や関連する各種計画等の内容を追記・整理しようとするものです。</p> <p>それでは変更内容についてご説明します。</p> <p>資料 1－1 鎌倉市地域防災計画修正概要を御覧ください。</p> <p>詳しくは、資料 1－2 鎌倉市地域防災計画修正 新旧対照表の記載のとおりです。</p> <p>まず、一つ目の神奈川県防災会議委員及び幹事からの意見に伴う修正です。意見を頂戴した機関毎に説明します。</p> <p>関東農政局神奈川県拠点から、関東農政局神奈川県拠点所管の事務・業務の記載に係る変更意見を頂戴したことから、該当箇所の記載を修正するものです。（“総則-31”ページ）</p> <p>NTT 東日本神奈川事業部から、「特設公衆電話」を「災害時用公衆電話（特設公衆電話）」と表記するよう意見を頂戴したことから、該当箇所の記載を修正するものです。（“地震津波-61”ページ、“地震津波-187”ページ）</p> <p>横浜地方気象台から、気象に関する説明の修正及び追記、最新の“警報・注意報発表基準”への数値修正、「全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報」の説明文を追記するよう意見を頂戴したことから、該当箇所の記載を修正・追記するものです。（“風水害-11” ページ、“風水害-61”ペー</p>

	<p>ジ、“風水害-62” ページ 6 ケ所、“風水害-64” ページ 2 ケ所、“風水害-65” ページ 5 ケ所、“その他-7” ページ)</p> <p>神奈川県くらし安全防災局総務室から、県防災行政通信網の運用を、再整備を機に改めた「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」に基づき行うこと、県防災行政通信網電話番号の修正に係る意見を頂戴したことから、該当箇所の記載を修正するものです。(“地震津波-99” ページ、“地震津波-109” ページ)</p> <p>神奈川県下水道課から、「流域水害対策計画」に係る文章を、流域内の河川管理者、下水道管理者並びに関係自治体が共同して定めることが読み取れる文章への修正意見を頂戴したことから、該当箇所の記載を整理するものです。(“風水害-5” ページ)</p> <p>次に、二つ目の鎌倉市災害対策本部条例施行規則改正に伴う修正です。</p> <p>この災害対策本部条例施行規則の改正は、本市の非常配備体制に、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき」を加え、規則改正を行ったものです。</p> <p>これに伴い、計画内の非常配備体制にかかる箇所に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき」を追記するものです。(災害対策本部設置基準(“地震津波-85” ページ)、3号配備(非常体制)(“地震津波-89” ページ)、消防職員の動員の発令(“地震津波-113” ページ))</p> <p>三つめは、避難情報発令基準の改定に伴う修正です。</p> <p>この改定は、「避難指示等の発令基準」を、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を基に整理し、「避難情報の発令基準」としたものです。これに伴い、該当箇所の記載を修正するものです。(“目次”、“風水害-85” ページの 4 か所、“風水害-85” ページの 1 か所、“風水害-86” ページの 1 か所、“風水害-87” ページの 1 か所)</p> <p>今後の予定です。</p> <p>本日の防災会議を経たのち、事務手続きを行ったうえで鎌倉市地域防災計画の改定を行います。</p> <p>本計画については、随時見直しを行ってまいりますので、防災対策についてそれぞれの機関において対応等に変更があった場合や新たな情報がある場合は事務局までお知らせください。いただいた情報に基づき計画に反映させてまいりますので、今後とも引き続きご理解・ご協力のほどお願いいたします。</p> <p>以上で「議題 1 鎌倉市地域防災計画の修正について」の説明を終わります。</p>
会長	ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

	<p>(特に意見なし)</p> <p>ご意見等ないようでしたら、本件につきましてはご了承いただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、これで修正作業を進めてまいります。</p> <p>それでは、次に、議題2「広域避難場所の変更について」事務局から説明願います。</p>
事務局 高橋	<p>議題(2)広域避難場所の変更について、説明いたします。</p> <p>現在、広域避難場所としている「深沢多目的スポーツ広場及び周辺」は、土地地区画整理事業の準備工事開始に伴い、令和5年度末をもって使用できなくなります。このため当該地区の広域避難場所について変更を行うものです。</p> <p>割当地区については、資料2-1「広域避難場所変更箇所」(A4横1枚)を御覧ください。</p> <p>深沢多目的スポーツ広場の使用停止に伴い、梶原と常盤の一部である市道大船西鎌倉線の西側を深沢中学校へ、寺分の市営深沢住宅より南側を富士塚小学校へ、割り当てます。</p> <p>資料2-2(広域避難場所区域図)をご覧ください。資料2-1、割り当て地区を地図で示したものです。1ページ目がこれまでの割り当て地区です。赤で示している「深沢多目的スポーツ広場」の割り当て地区を2ページ目の「変更後」のように、隣接する広域避難場所である、深沢中学校及び富士塚小学校へ割り当てようとするものです。</p> <p>本変更案をご承認いただいたのち、市内に設置している広域避難場所案内標識等の盤面の交換や修正、看板の撤去などを行うとともに、防災に関する各種出版物の広域避難場所に関する記載内容の修正を順次行い、併せて地元自治町内会への周知を図ります。</p> <p>以上で「議題2 広域避難場所の変更について」の説明を終わります。</p>
会長	<p>ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>(特に意見なし)</p> <p>では、本件につきましてもご了承いただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>ありがとうございます。変更後も市民等が適切な避難行動をとれるよう、避難場所の周知など取り組みを進めてまいります。</p> <p>それでは、次に、報告事項1「令和6年能登半島地震への対応について」に移ります。</p>

	<p>本日は本市における防災関係機関にお集まりいただいておりますので、ご出席の各機関の皆さまから、令和6年能登半島地震における対応について、ご紹介いただける情報があれば順次ご説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。</p> <p>まず、本市における対応状況について、市民防災部長より説明いたします。</p>
事務局 永野	<p>令和6年能登半島地震における支援状況について、これまで本市が行った支援の概要について説明いたします。</p> <p>資料3を御覧ください。</p> <p>物的支援の状況です。</p> <p>被災地への物的支援は被災地からの要請に基づき、1月4日から支援を開始し、富山県高岡市、石川県珠洲市、輪島市、七尾市に対し、被災地からの要請により物資の提供を行いました。</p> <p>また、石川県珠洲市にはトイレトレーラーを派遣しており、現在も継続しているほか、輪島市に水循環型の屋外シャワーキットの貸し出しを行っておりこちらも継続して設置しています。</p> <p>次に人的支援です。</p> <p>緊急消防援助隊は1月9日に本市から一次派遣隊として派遣を開始し、第七次派遣隊、1月31日まで計12隊41名を派遣し輪島市内の土砂災害現場や大規模火災現場等での捜索活動を行いました。</p> <p>また、職員派遣として1月19日から3月17日まで計8名の職員を派遣しています。これは神奈川県との対口（たいこう）支援です。対口支援とは、総務省による「応急対策職員派遣制度」の主軸となる支援で、本市からは神奈川県との対口支援自治体である石川県羽咋郡（はくいぐん）志賀町（しかまち）に避難所運営支援や住家の被害認定調査のため職員を派遣しています。</p> <p>そのほか、神奈川県からの要請により石川県珠洲市に保健師を2名派遣しています。</p> <p>最後にその他の支援として、ふるさと寄附災害支援代理受付や災害義援金等募金活動を行っています。1月12日に、鎌倉市と社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会とで被災地支援に関する協定を締結しており、今後ボランティア支援や、被災者支援を行う予定です。</p> <p>被災地では現在も懸命の復旧・復興作業が行われていますが、本市として今後も関係機関と連携し、被災地支援を積極的に継続して行います。</p> <p>本市の被災地支援の対応の概要は以上です</p>
会長	<p>引き続きまして、本日ご出席の各機関の皆さまからも、能登半島地震への対応がございましたら、是非ご紹介をお願いいたします。</p>
湘南海上保安署	<p>海上保安庁全体の活動として、巡視船からの給水支援、物資輸送などの物的</p>

	支援を実施しました。人的支援としては、船で自衛隊や消防・警察職員などを港に搬送するといった活動を行いました。また、測量船による海岸・海底の調査を実施しています。
鎌倉保健福祉事務所	神奈川県として、保健師の派遣を珠洲市へ行いました。
藤沢土木事務所	県土整備局として、応急危険度判定士の派遣を行いました。
鎌倉水道営業所	日本水道協会からの要請を受け、応急給水支援隊として、職員及び給水車の派遣を行いました。また、神奈川県管工事協同組合の組合員とともに職員の派遣も行っています。
鎌倉警察署	県警全体として、機動隊を中心とした被災地への救助活動、また支援活動を行っています。
大船警察署	鎌倉警察署と同様です。初期の段階では救出救助活動、検死業務を行いました。現在は相談業務や、パトロールなどを行っています。
日本郵便	日本郵便として、郵便貯金の通帳・証書・印章等を無くされた方や保険加入者の入院保険金の非常取り扱い、義援金の無料送金、支援物資の輸送などを行っています。
N T T 東日本	伝言ダイヤルの提供、公衆電話の無料化、料金の減免等の他、通信障害の早期復旧に向け対応を行っています。停電については、全国から非常用電源のバックアップを行っています。交通障害については、ヘリコプターによる資材の運搬や技術車の提供を、避難所の運営については、衛星通信の提供を行っています。被害家屋については、被災者再建システム運用サポートのための人材派遣などを行っています。
鎌倉市消防団	<del>特にありません。</del>
東京電力パワーグリッド	北陸電力の業務支援要請を受け、人的支援の他、高圧発電機車等の派遣を行っています。
東日本旅客鉄道	石川県・富山県・新潟県に対し、現金1億5千万円の義援金を支援しています。また、ふるさと納税のサイトでも現金募集の募金を継続して行っています。
東京ガス	能登半島の北の方では都市ガス普及率が低く、現地の業者で復旧できたため、特に応援等は入っていません。
江ノ電バス	支援等は行っていませんが、以前提携を行っていた北陸鉄道と情報共有しながら、今後の防災対策に活かしていきたいと考えています。
鎌倉市自主防災組織連合会	能登半島の地震への対応は特にはないが、機関紙の発行や、地域で防災に関する会議の開催等により、防災への意識を高めています。
湘南鎌倉総合病院	DMAT の要請を受け珠洲市に入り、巡回診療や要配慮者のリストの作成、医療ニーズの把握等を行いました。また、徳洲会全体として T MAT という

	NPO 法人があり、適宜チームを交替しながら現地の診療、要配慮者への対応などを継続して行っています。
海上自衛隊	艦艇による物資等の輸送、孤立地域への医療活動支援、七尾市に対する入浴支援を所有する機材を活用し行いました。
陸上自衛隊	主に中部方面の部隊が行方不明者の捜索、給水支援、入浴支援等を行っています。現在も兵庫の部隊が中心となり、輪島市等で入浴支援を行っています。
会長	ありがとうございました。 それぞれの立場で、災害へ向き合っている状況が共有できたかと思えます。 各機関の対応について、何かご意見、ご質問などございますか。 それでは、ここまでの議論をお聞きいただいて、山本専門委員からコメントをいただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。
山本専門委員	発災時にはまず、被害状況・被災者の要望の把握を行い、ライフライン等の優先順位を決定し、ライフライン関係機関との調整を図る必要があります。市とライフライン事業者との緊密な連携が重要です。
会長	ありがとうございました。 それでは、次に、報告事項2「内水ハザードマップの公開について」事務局から報告願います。
事務局 高橋	それでは、「内水ハザードマップの公開等について」報告いたします。 はじめに、内水ハザードマップの公開について説明いたします。 「鎌倉市内水ハザードマップ」は、市が令和5年7月31日に水防法に基づく「雨水出水浸水想定区域・内水」を指定したことに伴い作成し、令和6年3月11日に市ホームページにて公開いたしました。 これから内水ハザードマップを表示します。スクリーンをご覧ください。 鎌倉市のトップページから、防災情報マップを表示していただき、ここで洪水・内水・高潮のバナーをクリックしてハザードマップを見ることが出来ます。 なお、本日の次第に URL をお示ししていますので、お時間のある時にご確認ください。 現在表示している「内水ハザードマップ」の基となる「雨水出水浸水想定区域」とは、想定最大規模降雨、鎌倉市全体に総雨量 383.5mm、ピーク時の1時間に 153.0mm の降雨量により公共下水道等の排水施設で雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域のことです。 この「内水ハザードマップ」は、前提となる降雨を超える規模の降雨、津波、高潮、洪水による氾濫等を考慮していません。あくまで公共下水道等の排水

	<p>施設で雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される「内水」について想定したものです。</p> <p>市民への周知について、現在ホームページで公開しているほか、令和 6 年度事業として現在窓口等で配布している「防災情報ハンドブック」に内水ハザードマップを掲載する予定です。</p> <p>次に、皆さんのお手元に配布している「鎌倉市やさしいハザードマップ」について説明します。</p> <p>このハザードマップは、ここ数年、市内の小中学校に総合防災課の職員が防災講話などを行う機会が増えており、その際に活用できるよう、なるべく平易な表現を用いたハザードマップが必要と考え作成したものです。</p> <p>地図は、市内を 6 地区に分け、津波、洪水、高潮、土砂災害のハザードリスクを掲載しました。漢字にはルビを振り、なるべく情報を絞ってわかりやすさを優先しました。</p> <p>なお、作成にあたっては深沢中学校、第二小学校のそれぞれ 1 クラスの児童・生徒にご協力いただき、市が作成したやさしいハザードマップ案を見た上で、わかりにくい記載や、地図の表現方法などについての意見をいただき、これをできる限り反映させて作成しました。</p> <p>今後は、小中学校での防災講話で活用するほか、現在ホームページでも公開しており、従来のハザードマップがわかりにくい方など様々な方にご利用いただけるよう、活用方法を検討してまいります。</p> <p>本日の会議次第にホームページの URL をお示ししていますので併せてご利用ください。</p> <p>内水ハザードマップの公開等についての説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今の報告につきまして、ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>(特に意見等なし)</p> <p>その他、ご意見等ございますか。</p> <p>(特に意見等なし)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日いただいた意見を踏まえ、本市の災害対策に取り組んでまいります。</p> <p>それでは、ご発言が無いようでしたら、会議を終了したいと思います。</p> <p>事務局から連絡事項等ありますか。</p>
<p>事務局 末次</p>	<p>それでは事務局より事務連絡をお伝えいたします。</p> <p>連絡事項は 4 点です。</p> <p>初めに令和 6 年度の総合防災訓練ですが、8 月 29 日木曜日 10 時から予定しております。</p> <p>場所は、これまで同様山崎浄化センターを予定しております。</p>



	<p>現在この場所はスポーツ等広場として市民に開放されているため、訓練の内容を見直す可能性がございます。</p> <p>この場合、実施日時や会場を変更する場合がありますので、状況がわかり次第、訓練参加機関の皆様にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2点目はペット同行避難ガイドラインの作成についてです。</p> <p>災害時におけるペットの安全と健康を守るとともに、人々が共同生活をできる避難所において円滑に過ごしていただくために、ペットの飼い主が平常時から災害に備える意識を持って取り組みを進めるために、この度、鎌倉市ペット同行避難ガイドラインを作成いたしました。</p> <p>作成に当たりましたは本日ご出席の鎌倉保健福祉事務所を初め関係機関のご協力をいただいたところです。</p> <p>現在ガイドラインを市ホームページで公開しておりますのでぜひご覧いただきたいと思ます。</p> <p>3点目は災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成についてです。</p> <p>鎌倉市の災害ボランティアセンターは、鎌倉市、鎌倉市社会福祉協議会、鎌倉青年会議所の三者が協力連携して設置運営をすることになっています。</p> <p>昨年7月にこの3社が運営マニュアルを作成いたしました。</p> <p>現在ホームページ等での公開を行っておりませんが、今後このマニュアルを基にした訓練等を考えております。</p> <p>関係機関の皆様にはその後ご協力いただくこともございますので、その場合はよろしくお願いいたします。</p> <p>4点目は、新型コロナウイルス感染症への取り組みの記録です。</p> <p>令和2年1月に県内で初めての新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、令和5年5月に感染症法上の位置付けが2類相当から5類感染症に移行するまでの約3年半にわたる本市の対応をまとめました。</p> <p>ホームページで公開しておりますので、ぜひご覧いただければと思います。</p> <p>事務局からの連絡事項は以上です。</p>
会長	<p>それでは、以上をもちまして、鎌倉市防災会議を終了いたします。</p> <p>議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p>